

広島県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、

平成三十一年二月十四日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年一月三十一日

広島県知事 湯崎英彦

路線名	供用を開始する区间	供用を開始する日
県道芳井油木線 で	神石郡神石高原町花済字丸田一三九番五地先から 神石郡神石高原町花済字ヨコウシ四六〇番一地先ま	平成三十一年一月三一日